



YOKOHAMA ASAHI ROTARY CLUB WEEKLY

世界へのプレゼントになろう

「世界へのプレゼントになろう」 *Be a gift to the world*

2015-16年度 RI会長/K.R.“ラビ”ラビンドラン RI/D2590ガバナー/箕田 敏彦 横浜旭RC会長/新川 尚

国際ロータリー第2590地区

横浜旭ロータリークラブ

事務所 横浜市旭区二俣川1-2 後藤ビル2F

TEL.045-365-3273

FAX.045-365-3132

Email:asahirc@titan.ocn.ne.jp

〒241-0821

例会場 二俣川相鉄ライフ4Fコミュニティサロン

例会日 毎週水曜日/12時30分～1時30分



2015年10月14日 第2216回例会 VOL. 47 No. 14

■司 会 副SAA 後藤 英則

■開会点鐘 会 長 新川 尚

■斉 唱 我等の生業

SL 滝澤 亮

■出席報告

会 員 数	32名	本日の出席数	18名
本日の出席率	72%	修正出席率	100%

■本日の欠席者

秋内、五十嵐、斎藤、鈴木、関口、松本

■他クラブ出席者

新川

■ビジター

宮澤恵利香様 (横浜東ローターアクトクラブ)

■恵送を受けた週報

横浜瀬谷 RC

■会長報告

皆様こんにちは、穏やかな天候が続いておりますが、季節の変わり目は体調を崩しやすいのでお気をつけいただきたいと思います。

ご存知の通り、今年のノーベル賞に2人の日本人が選ばれました。一人はノーベル生理学・医学賞に北里大学の**大村智**特別荣誉教授、もう一人は物理学賞に東京大学宇宙線研究所所長の**梶田隆章**教授です。大村氏の受賞理由は寄生虫感染症の治療法の開発で、研究成果

から生まれた治療薬「イベルメクチン」は世界で年間3億人が使用しているということですが、その研究方法は、あらゆる場所からランダムに土を採取して研究室に持ち帰り、「年間で2000株」(大村氏)もの微生物を培養して分離する。そして、微生物が作る化学物質に使えるものがあるかどうかを調べるといいます。梶田氏の受賞理由はニュートリノに質量があることの発見で、5万トンもの超純水を蓄えた巨大な水槽で、ニュートリノが通ったときに発するわずかな光を捉え、そのデータをひたすら解析するというものです。どちらも地道な作業を続けることによって成果をだすという日本人の得意なやり方ではないかと思えます。また、地味な研究に投資する、評価するという土壌が日本にはあり、仕分けされるべきものではないと思えます。

今度の日曜日はあさひ区民まつりです。詳細は田川社会奉仕委員長から連絡があると思えますが、是非、皆様のご参加をお願いします。東日本集中豪雨被災地への義捐金では、急なお願いにも関わらず、27名分、合計27,000円のご協力を頂きました。有難うございました。

○地区関係

1) 地区R財団地区奨学生 (DG・グローバル

奨学生 (GG) 募集のお知らせ

・地区奨学生

4年制大学を2年以上修了した人を対象に、
海外の大学又は大学院で1年間学ぶ為のもの

奨学金額：上限 27,000 ドル

専攻分野は自由

・グローバル奨学生

R財団の6つの重点分野を専攻する大学院課程への留学希望者で、今回の申請で選択した専攻分野を将来の仕事とし、目に見える持続可能な成果を生み、活躍することを目指す人物が対象。海外の大学院で1～4学年度、または大学院同等以上の研究機関で、同分野の深い専門知識を学ぶ為のもの。同分野における実績があれば尚歓迎。地区が推薦し、最終的にはロータリー財団の選考により決定。

奨学金額：総額 32,000 ドル/件

応募資格等、詳細は事務局へお問い合わせ下さい。将来有望な学生のご推薦をお願いします。

2) 横浜南 RAC・ベイフロント横浜 RAC 合同で、『IA・RA 交流会』ご参加のお願い

日時 11月15日(日) 13:45～

場所 フォーラム南太田

国際関係に関する講演・ワークショップが開催されるとのことです。ご興味のある方は事務局までお願いします。

■幹事報告

1) 例会臨時変更のお知らせ

○横浜田園ロータリークラブ

日時 11月3日(火)午前10時～青葉区民祭り

場所 青葉区役所第1駐車場

日時 12月15日(火)クリスマス例会

点鐘 18時

場所 青葉台フォーラム

日時 12月29日(火)休会

○横浜緑ロータリークラブ

日時 10月18日(日)移動例会 緑区民まつり

点鐘 10時

場所 県立四季の森公園

*雨天中止の場合

日時 10月21日(水)夜間移動例会

点鐘 18時30分

場所 青葉台 希

2) 情報集会について

10月中に各グループで情報集会を行って発表をお願いします。

3) 第10回理事会は、11月4日(水)です。

4) ボーイスカウトより、世界スカウトジャンボリーへの寄付金に対するお礼と報告が届きました。ご覧ください。

■社会奉仕委員会

田川 富男

10/18(日)鶴ヶ峰において旭ふれあい区民まつりが開催されます。ふるって参加をお願いします。又、設営準備の為に何人か早出をお願いします。7時開場集合で荷降ろし、撤収時残って下さい。メーキャップ扱いになります。宜しくお願い致します。

■横浜東ローターアクト宮澤さんより



本日は例会に参加させていただき有難うございます。お時間を頂戴いたしましたので、2点ご案内をさせていただきます。

まず当クラブは毎月第1水曜日第3(火)の午後8時から、横浜キャメロットジャパンにて、例会を行っております。11月4日には、新川会長のお義父様に卓話を頂戴いたします。

又、12月13日(日)にはローターアクトの地区年次大会を新横浜ソシア21において行います。当地区のアクト活動について知っていただける良い機会になると思いますので、皆様の参加を心よりお待ち申し上げます。有難うございました。

■ニコニコBOX(会員敬称略)

新川 尚/①横浜東ローターアクトクラブ

会長宮澤さん、ようこそ！②杉山さん、卓話宜しく願い致します。

市川 慎二／①横浜東ローターアクトクラブ会長宮澤さん、ようこそいらっしゃいました。

②杉山さん、卓話楽しみにしています。

杉山 雅彦／本日の職業卓話は相続対策です。今年1月より変更となった基礎控除も説明します。皆様の参考になれば幸いです。よろしく願い致します。

北澤 正浩／杉山さん、卓話楽しみにしています。

佐藤 真吾／①横浜東ローターアクトの宮澤様ようこそ。②杉山さん、卓話楽しみです。

漆原恵利子／杉山さん、本日の卓話楽しみです。

後藤 英則／①杉山さん、本日の卓話楽し味です。②東名富士川サービスエリアから見た富士山の初冠雪、きれいでした。

岡田 清七／杉山会員の卓話、楽しみに聞かせていただきます。

青木 邦弘／①杉山さん、卓話よろしく願いします。②次週の卓話は旭区役所地域振興課の杉田課長を予定しております。区民祭りの後ですが、是非出席をお願いします。

田川 富男／①杉山さん、職業卓話お願いします。②今度の日曜日、旭区民祭りへの参加をお願いします。メーキャップ扱いです。

安藤 公一／①杉山さん、卓話宜しく願いします。②皆様の応援のお蔭でラグビー日本代表は米国に勝利し、ワールドカップ予選リーグで3勝する事ができました。これからも応援宜しく願いします。

■卓話「相続対策について」

横浜銀行鶴ヶ峯支店 支店長 杉山 雅彦

○相続対策とは

皆さまは相続対策について考えたことはありますか？

相続対策をしている場合としていない場合では、残された家族に大きな影響が起きることもあります。そこで、本日は一般的な相続対策についてお話させていただきます。



○税制改正について

相続税はのこした財産の総額すべてにかかるわけではなく、財産の総額から「基礎控除」を差し引いた金額に対してかかります。

平成27年1月1日の税制改正では、この基礎控除額が引き下げられたため（下記）、相続税がかかる人が新たに増えています。

さらに最高税率も50%から55%へ増加し、もともと相続税のかかる方もさらに税金を納めることになりました。この改正により、相続対策を検討される方が増えているというのが実状です。

・遺産にかかる基礎控除

改正前

5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

改正後

3,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

○相続対策3つのポイント

1) 遺産分割対策

遺産分割は、誰にどのように分けるかということですが、基本的には法定相続分をもとに行います。

相続財産すべてが預貯金であれば分けることは簡単ですが、一番大きい割合を占めるのが土地や建物の不動産であり、これらの資産は分割することが難しく、場合によっては売却しないと納税資金が足りなくなるという問題もあります。このことより、遺産分割対策は相続税がかかるか、かからないに関わらず、すべての人が考えるべき問題といえます。

遺産分割対策に有効なものとしては、「遺言」が挙げられます。事前に「誰に何を」「いくら」

法定相続人の範囲と法定相続分

	配偶者あり	配偶者なし
子どもあり	配偶者(1/2)と子ども(1/2)	子ども(全部)
子どもなし、親健在	配偶者(2/3)と父母(1/3)	父母(全部)
子どもなし、親死亡	配偶者(3/4)と兄弟姉妹(1/4)	兄弟姉妹(全部)

のこすかを明確にしておくことで、後々のもめ事を少なくすることができます。その為には、口頭で伝えておくのではなく、内容を確実に伝えることができる遺言が有効となります。遺言には「付言」といって、「なぜこの財産を妻にのこすのか」「これからも家族で助け合っ」といった思いを書いておくこともできます。

2) 納税資金準備

最高税率の引き上げもあり、資産家の方にとって相続税の納税は大きな課題となっています。また、遺産分割対策でも述べた通り、不動産などが相続財産の中心の場合、納税資金を確保することは大変です。相続税は相続発生後10か月以内に現金で一括して納付することが原則となっているため、納税資金について前もって準備しておくことが大切になります。また、遺産分割協議中は現金・預貯金等は凍結されてしまうために「手先に使うことができる現金がない」ということが起きかねません。

そこで、納税資金対策として有効となるのが「生命保険」です。生命保険は現金ですみやかに支払われますので、遺産分割協議を待たずに緊急に必要な葬儀費用や生活資金などに充てることができます。

また、死亡保険金には下記の非課税枠の活用ができます。

死亡生命保険の非課税額

=500万円×法定相続人の数

もし現金で5,000万円をのこした場合、5,000万円全額が相続税の課税対象となりますが、死亡保険金で受け取った場合、法定相続人が3人であれば500万円×3人=1,500万円が差し引かれて、3,500万円が課税対象となります。

3) 相続財産の圧縮

相続財産を圧縮することで相続税を減らす方法です。主に以下のような財産の評価額を抑える方法と生前に贈与を行うことで相続額を抑える方法があります。

①不動産の活用

一般的に不動産は現金よりも評価が低くなります。さらに、賃貸物件を建てた場合、借地権・借家権分が控除され、さらに低くなります。

・貸家(評価)

固定資産税評価額×

(1-借家権割合×賃貸割合)

・貸家建付地(評価)

自用地評価額×

(1-借家権割合×賃貸割合×賃貸割合)

②教育資金贈与

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、親や祖父母から30歳未満の子や孫に教育資金として受贈者1人につき1,500万円まで(学校等以外は500万円まで)非課税で贈与できる特例です。

③暦年贈与

毎年1月1日から12月31日までの間に贈与を受けた財産の合計額に対して贈与税を支払いますが、暦年贈与により毎年110万円までは贈与税が非課税となります。暦年贈与は、不動産の活用や教育資金贈与に比べてとても簡単に始めることができます。

*注

以上のご説明につきましては、平成27年5月版「やさしい相続税対策1・2・3～知らないと損する簡単相続セミナー」に基づき作成しております。

以上のご説明に関しましては、平成27年4月現在の税制に基づいた一般的な説明であり、将来変更される可能性があります。なお、個別のお取扱いについては税理士または所轄の税務署にご確認下さい。

■次週の卓話

10/28(水) 安藤 公一 会員

週報担当 漆原恵利子